

## 土佐市安心・安全なまちづくりに関する協定書

土佐信用組合（以下「甲」という。）及び土佐警察署（以下「乙」という。）は、土佐市における安心・安全なまちづくりに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が協力して特殊詐欺をはじめとする生活安全の啓発活動、子どもや女性、高齢者等への地域見守り活動等を実施し、安心・安全なまちづくりの実現を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

- （1）特殊詐欺をはじめとする生活安全に関すること
- （2）交通事故防止に関すること
- （3）地域活動に関すること
- （4）子どもや女性、高齢者等への地域見守り活動に関すること
- （5）その他安心・安全なまちづくりについての施策の実施に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的・効率的に実施するため、実施時期、実施方法及びその他具体的な事項について、それぞれが協議して決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

### （免責）

第4条 甲及び乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれかにおいても、その責任を負わないものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の取り組みにより知り得た個人情報を、本協定の目

的以外に使用し、または書面による承認を得ずに、第三者に開示・漏洩してはならない。また、理由の如何を問わず、本協定が終了した後においても同様とする。

**(留意事項)**

第6条 甲及び甲の実施者は、この協定により乙から特別な権限が付与されるものではないことに留意して取り組むものとする。

**(協議)**

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

**(効力)**

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲または乙から書面による解約の申し出がないかぎり継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が署名押印のうえ、各1通を保管する。

令和 5 年 1 月 24 日

甲 土佐市高岡町甲2137-1  
土佐信用組合理事長

横山英生



乙 土佐市高岡町甲1842-1  
土佐警察署長

岡崎弘明

